

相模原市予算規則第5条に基づき、平成29年度予算編成方針を定める。

平成28年11月16日

相模原市長 加山 俊夫

平成29年度予算編成方針

はじめに

1 国の動向

国の月例経済報告（平成28年10月）によると、我が国の経済情勢は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。ただし、中国を始めとするアジア新興国など海外景気の下振れが、我が国の景気を下押しするリスクに留意が必要な状況となっている。

こうした中、国では、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、経済再生と財政健全化を同時に実現するため、「経済財政運営と改革の基本方針2016」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」を着実に実行するとし、平成29年度予算については、「経済・財政再生計画」において、経済・財政一体改革を集中的に進め、歳出改革の取組や一億総活躍社会の実現に向けた取組などを重点的に推進するとしている。

2 本市の財政状況

本市の歳入歳出の見通しは、市税収入の増加が期待できないことや消費税率引上げ延期の影響がある一方で、社会保障制度改革の影響や高齢化の進行等に伴う扶助費を中心とした義務的経費の増大が予想され、財政状況は依然として厳しい状況である。

また、今後の財政を見通すと、少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中で、市税収入の増加が見込めない一方、更なる扶助費の増加や老朽化する公共施設の改修・更新への対応が必要になるとともに、将来の都市力向上や圏域全体の発展をリードするまちづくり事業が本格化するなど、引き続き厳しい状況が続くものと考えられる。

このため、各局区においては、施策目的の達成に真に必要な事業の精査・手法の見直しを徹底し、歳出の削減を図るとともに、一層の歳入確保に取り組むなど、効果的・効率的な行財政運営を行う必要があり、これまで以上に創意工夫と責任をもって、事業立案、予算編成を行うものとする。

基本的な考え方

1 後期実施計画の着実な推進

平成22年4月にスタートした「新・相模原市総合計画」の基本計画に掲げた施策の実現に向け、計画的な行財政運営を行い、中期実施計画に続き、総合計画の最終期間に向け策定を進めている「後期実施計画」の着実な推進に努める。

2 地方創生の取組の推進

今後迎える人口減少社会を見据えて、「相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた少子化対策、雇用促進、中山間地域対策の3つの重点プロジェクトに部局を越えて横断的に取り組む。

3 持続可能な都市経営の推進

行政サービスの適正化を図るとともに、将来にわたり都市の発展を遂げるため、「(仮称)第2次さがみはら都市経営指針」の策定を進めており、今後も、安定的かつ持続的に質の高い行政サービスを提供していくため、積極的な歳入確保や徹底した事業の精査・効率化などを進めるとともに、必要性・有効性が低い事業については縮小・廃止する。

また、PDCAサイクルを的確に展開することで、職員一人ひとりが「最少の経費で最大の効果を上げる」という費用対効果の視点を持ち、スピード感を持って事業の推進に取り組む。

平成29年度市政運営に当たっての重点事項

1 全ての市民が安全で安心して、心豊かに暮らせるまちづくり

大規模な自然災害や事故、感染症など、多様化する危機に迅速・的確に対応するための取組を図る。

交通事故や犯罪、消費者被害のない地域社会を目指し、交通・防犯対策や安全で安心な消費生活の確保に向けた取組を推進する。

誰もが安心して健康に暮らせるよう、医療・保健衛生体制の充実を図る。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる環境づくりを進める。

障害者が安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた環境づくりを進める。

援護を必要とする人に対して、福祉から就労まで、きめ細かな生活・就労支援を充実させるなど、生活の安定と自立に向けた支援を推進する。

2 次代を担う子どもの健やかな成長と豊かな心を育む環境づくり

保育所や児童クラブにおける受入枠の確保など、安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育て環境の充実を図る。

児童・生徒が自ら学び・心豊かにたくましく育つための教育環境の整備を進めるとともに、一人ひとりの心にしっかりと寄り添う学校教育を推進する。

小・中学校の学級編制や教職員の配置に関する権限が移譲されることから、優れた人材の確保と育成に取り組み、より本市の実情に応じた学校教育の充実を図る。

福祉、医療、地域などとの連携の下で、多様化する子どもをめぐる諸課題(不登校、いじめ、児童虐待、インターネットや携帯電話に関わるトラブルなど)への対応に取り組む。

3 にぎわいと活力に満ち、多様な交流が生まれる都市づくり

相模総合補給廠の一部返還、リニア中央新幹線の駅設置、小田急多摩線の延伸などに伴う、広域交流拠点の更なる形成を推進する。

地域の資源や特性を生かした新たな拠点の形成や広域的な交通ネットワークの構築など、都市基盤整備を推進する。

産業競争力を高めるための新産業の創出や地域特性を生かした成長産業の集積など、新しい時代を見据えた産業政策を推進する。

中心市街地におけるにぎわいづくりと多様な商業・業務機能の集積を進める。

中小・小規模企業に対し、資金の融資、販路拡大、技術開発、人材育成など、多面的な支援を進める。

女性が働きやすい環境整備を進め、女性の活躍を促進するとともに、若年層や就職困難者へのきめ細かな就労支援を推進する。

4 環境を守り、自然と共生する社会づくり

地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるとともに、快適で豊かな水素社会の実現に向けて取り組む。

限りある資源の有効活用やごみ処理に伴う環境負荷を軽減し、循環型社会を形成するために、いわゆる「4R」の着実な推進を図る。

水源地域の森林や身近な緑地など、やすらぎと潤いがあふれる自然環境を次世代に引き継ぐため、水とみどりの保全・再生・活用と多様な生物の生息環境の保全に向けた取組を進める。

農業の新たな担い手の育成・確保や地産地消の推進など、持続可能な都市農業の創造と魅力ある農業の振興に向けた取組を推進する。

5 地域の個性が光り、市民が主役のふるさとづくり

皆で担う成熟した市民社会を確立するため、市民と行政の協働を基本として、区役所を中心に地域に根ざした市民自治を推進する。

元気な高齢者の知識や経験を地域に還元する仕組みづくりや地域活動につなげる環境づくりを推進する。

生まれ育った土地に誇りや愛着が持てるような魅力づくりを市民と進めるとともに、本市の地域資源や特性を踏まえ、市内外に効果的に魅力を発信するなど、魅力向上を図る。

学びや文化、スポーツのニーズに対応し、市民がいきいきと充実した生活を送ることを支援する。

予算編成に当たっての留意事項

1 「選択と集中」による重点化の徹底

歳入の増加が期待できない一方、義務的経費が引き続き増加することが見込まれ、財政需要に見合った財源の確保が極めて厳しい状況を職員一人ひとりが改めて認識するとともに、限られた財源と資産を有効活用し、多様化するニーズに対応するため、より効果的・効率的な事業の実施に取り組む必要がある。このため、全ての事業について、必要性、目的や手段、市民ニーズ、費用対効果などあらゆる角度からゼロベースで検証し、市民生活の安全安心の確保や将来の発展に必要な事業等に重点化を図り、廃止を含め徹底的な見直しを進め、「選択と集中」に取り組む。

2 財源の確保

(1) 市税収入等の確保

市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、「債権の管理に関する条例」に基づき全庁的な収納対策の強化に取り組むとともに、納付しやすい環境づくりを図るなど、あらゆる手段を講じて市税収入等の確保を図る。

(2) 特定財源の確保

国・県補助金及び交付金など、特定財源の確保に積極的に取り組む。特に、過去において予算額を下回る交付額となった補助金等については、国・県への要望活動等の対応を図る。

(3) 市有財産の有効活用

低未利用財産については、貸付けなど有効活用を図るとともに、不要となった用地については、積極的に処分する。また、市有財産の貸付けに当たっては適正な対価を求めるとともに、減免を行っている場合は必要性について見直しを行う。

(4) 積極的な歳入の確保の検討

これまでの仕組みにこだわらず、様々な手法について積極的に検討し、歳入の確保に取り組む。特に、新規・拡充事業の実施に当たっては、特定財源の確保や事業手法の見直しなどあらゆる財源確保策を検討し、事業の実施に必要な財源を確保する。

3 適切な市債の発行

市債の発行については、後期実施計画を着実に推進するための財源を確保しつつ、事業内容や対象経費を精査し適切な発行に努める。

4 総合計画及び都市経営指針の進行管理

総合計画及び都市経営指針の着実な推進を図るため、進行管理の結果について予算編成への反映に努める。

5 受益と負担の適正化

市が提供する行政サービスに係る受益と負担をより適正な関係とするため、「受益者負担の在り方の基本方針」にのっとり、行政サービスに係る費用を把握し、使用料等の見直しを進めるとともに、経費の削減に努める。

また、別に積算基準がある料金については、定められた時期に見直しを行う。

6 民間活力の活用

「相模原市PPP（公民連携）活用指針」に基づき、行政の活動範囲を明らかにし、行政の活動範囲以外としたものは、民営化や事業の廃止を検討するとともに、真に行政が提供するサービスについては、サービスの向上や経費の節減が図られる事業実施手法に変更する。

また、公共施設の整備・運営に当たっては、PPP/PFI手法の導入を前提に事業実施を検討する。

7 公共施設の整備

公共施設（公共建築物）の整備等については、「公共施設の保全・利活用基本指針」とともに、本年度策定を予定している「（仮称）公共施設マネジメント推進プラン」で示す予定の施設分類ごと、地区ごとの配置の方向性を踏まえて進める。

また、道路や橋りょうなどの土木施設の維持管理については、「相模原市土木施設維持管理基本方針」を踏まえ策定した個別施設の維持管理計画に基づき、計画的かつ効率的なマネジメントの取組を進め、予算編成への反映に努める。

8 地方税財政をはじめとする諸制度の変更への対応

社会情勢等による国における政策の変更も予想されることから、市の税財源や事務事業についても影響を受けることを想定し、その動向を注視しておく必要がある。

予算編成に当たっては、制度の詳細が明らかになっているもの以外は、現行の制度を基本に計上することとする。今後、国の方針が確定し、市に影響が生じるものについては、適宜、予算内容の組替え等の対応を行う。

9 特別会計等の取扱い

特別会計及び公営企業会計の予算編成に当たっても、この予算編成方針を踏まえ、一般会計からの繰出金や事業費について、あらゆる角度から検証し、十分な精査を行うとともに、独立採算の原則に従い、これまで以上に受益と負担の適正化に努める。

平成29年度の収支見通し(一般財源ベース)

(単位:億円)

| | 平成28年度 当初予算額 | 平成29年度 予算見込額 | 平成28年度との比較 | |
|-------------|-----------------|---------------------|-----------------|---------------------|
| | | | 増減額 | 伸率 |
| 歳入 | 1,684 | 1,878(1,663) | 194(21) | 11.5%(1.2%) |
| 市税 | 1,140 | 1,275(1,133) | 135(7) | 11.8%(0.6%) |
| 地方譲与税・交付金 | 294 | 326(297) | 32(3) | 10.9%(1.0%) |
| 市債(臨時財政対策債) | 118 | 164(120) | 46(2) | 39.0%(1.7%) |
| 繰入金(財政調整基金) | 82 | 63 | 19 | 23.2% |
| その他 | 50 | 50 | 0 | 0.0% |
| 歳出 | 1,684 | 1,878(1,663) | 194(21) | 11.5%(1.2%) |
| 人件費 | 392 | 603(388) | 211(4) | 53.8%(1.0%) |
| 公債費 | 253 | 258 | 5 | 2.0% |
| 扶助費 | 289 | 297 | 8 | 2.8% |
| 繰出金 | 201 | 205 | 4 | 2.0% |
| 行政運営推進経費 | 549 | 515 | 34 | 6.2% |

* ()内の数値は、県費負担教職員に係る事務の権限移譲に伴う税財源(歳入)及び人件費(歳出)を除いたものであり、その額は同額(215億円)を見込む。

【歳入】

県費負担教職員の事務、権限の移譲に伴う、歳入の増収を見込む。

市債(臨時財政対策債)については、地方交付税、臨時財政対策債の実績などを踏まえ、見込む。

【歳出】

人件費については、県費負担教職員の事務、権限の移譲に伴う増加を見込む。

公債費については、現在までに確定している償還金をベースに見込む。

扶助費・繰出金については、引き続き増加傾向にあることを勘案して見込む。